

生駒市自治基本条例案に対する意見と検討委員会の考え方について

1. 案 件 名 「生駒市自治基本条例」に対する意見募集 【パブリックコメント意見】
2. 意見提出期間 平成21年3月1日（日）～30日（月）
3. 担 当 課 生駒市役所市民活動推進課（生駒市市民自治検討委員会事務局）
4. 意見提出状況 （1）提出者数 3名 【提出方法】持参 2名 郵送 1名
 （2）提出件数 27件

番号	条項	提出されたご意見	検討委員会の考え方
1	前文	<p>前文については全文削除する。</p> <p>「市民が行政に求めるニーズは高度化・多様化しています。こうした状況において、これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められており（云々）」とあるが全く意味不明。市民ニーズの高度化や多様化の状況があれば、それに応じて新しい行政施策を主体的に考え出していく責務が市当局の責任であると思うがそれを放棄している。実に情けない。</p> <p>また、正体不明の運動体（条例案では市民自治活動の主体者というらしい）が行なう活動を通じて市民が住民自治を実現するかのごとく一方的な思い込みで記述されており、その独善性に驚きを感じる。</p>	<p><原案のとおりとします></p> <p>当然、市民ニーズに応じて行政施策を打ち出していくべきであると考えますが、本条例では、これまで以上に市民のみなさんの市政への参画・協働を進めるとともに、行政及び議会の責任も一層明確にさせる文章となっているため、放棄しているものではありません。</p>
2	前文 第3条	<p>後段に「生駒市におけるまちづくりの最高規範」とありますが、第3条（最高規範性）に「生駒市の自治の推進における最高規範」とあります。どちらが正確か、言葉をどちらかに合わせる必要性はないのか、判断をうかがいます。</p>	<p><変更します></p> <p>第2条（6）にて「まちづくり」を定義しており、まちづくりという言葉のほうが一般的であると考えられることから、第3条を「生駒市におけるまちづくりの最高規範」とします。</p>

3	前文 第3条	他市の基本条例では、「最高規範」と謳われているのでしょうか。事例があればご教授願います。	札幌市、静岡市、太田市、多摩市、岸和田市、宝塚市、苫小牧市、伊賀市、名張市、篠山市等で謳われています。
4	前文 第3条	「条例」は地方公共団体が制定する法形式と承知していますが、上位の法律があり、「最高規範」とすることで、業務上の混乱は生じないのでしょうか。	条例は、当然法律の範囲内において制定されるものでありますが、自治基本条例では、憲法及び地方自治法のシステムと合わせて生駒市独自の仕組みを明らかにすることにより、これらを一体化した最高規範性を謳ったものであります。また、本市の他の条例との関係においては、本条例は基本条例であるため、他の条例はこの自治基本条例を尊重しなければならない関係にあります。
5	前文 第3条	「最高規範」を謳う意義がどこにあるのか、「最高規範」か否かは、条例中の記載の有無にではなくて、その意識を地域の市民が持ちうるかどうかにかかわっていると考えますが、いかがでしょうか。同時に、第3条の見出しは最高規範性とあり、第3条本文では、「最高規範」と記されています。「最高規範」と「最高規範性」は同義でないと感じます。いかがでしょうか。	<p><一部変更します></p> <p>御指摘のとおりで、市民のみなさんがその意識を持つということが非常に重要になってくると考えますので、まずは、条例に記載することで、その意識を醸成を図っていきたいと考えております。</p> <p>また、3条の見出しにつきましては、前文及び第3条本文で「最高規範」と謳っていることから、「最高規範性」を「最高規範」に変更します。</p>
6	2条 (1)	「活動するもの」が意味不明であり誤解を生じさせるため削除されたい	<p><原案のとおりとします></p> <p>「活動するもの」とは、地域社会における課題の解決やまちづくりを進めるために基幹となる、地縁系団体の自治会や、ボランティアやNPOなどの市民公益活動団体、PTAや老人会などをさし、「もの」は個人のほか団体、企業等を含みます。</p>
7	3条	「最高規範であり」を「理念を明らかにしたものであり」に、「図らなければならない」を「図るものとする」に改正	<p><原案のとおりとします></p> <p>「～しなければならない」は完全な義務付けをする場合に用</p>

		されたい	い、「～するものとする」は原則や方針を示す場合に用いることからこの表現にしております。
8	11条 2項	「市議会は、」の後に、「会議録を公開することなどにより、」を追加する。	<p><原案のとおりとします></p> <p>現在でも市ホームページで公開をおこなっております。また、第11条第2項、第3項及び第12条第2項で担保されていると考えています。(議会にて確認要)</p>
9	11条 3項	「情報共有を図」の後、「り」を「る」に変更して、「ために市民との対話集会を年1回以上実施し」を追加する。	<p><原案のとおりとします></p> <p>本条例については、自治体運営の基本ルールを定める条例ですので、議会の主体性・自主性において定めるべき個別的・具体的な方法についての記載は控えております。(議会にて確認要)</p>
10	12条 2項	「市議会は、」も後に、「準備会を含め、」を追加する。	<p><原案のとおりとします></p> <p>本条例については、自治体運営の基本ルールを定める条例ですので、議会の主体性・自主性において定めるべき個別的・具体的な方法についての記載は控えております。(議会にて確認要)</p>
11	12条 3項	<p>「3項」を「5項」に改めて、以下を追加する。</p> <p>3 市議会は、全ての会議の会議録を市民に公開しなければならない。</p> <p>4 市議会は、多くの市民が傍聴できるよう、年一回以上、土曜、日曜、祝日や、18時以降に開催しなければならない。</p>	<p><原案のとおりとします></p> <p>本条例については、自治体運営の基本ルールを定める条例ですので、議会の主体性・自主性において定めるべき個別的・具体的な方法についての記載は控えております。(議会にて確認要)</p>
12	17条	市職員の職務・役割は、主に地方公務員と生駒市各条例・規則に規定されており、「公共の利益」のために全体の奉仕	<p><変更します></p> <p>ただし、②については、第23条及び24条に規定されてい</p>

		<p>者として職務に専念することがサービスの根本基準であると理解しています。</p> <p>もちろん、市民として「自治の主役であることを自覚」（前文に記載）するものでありますが、市職員と市議会は、「全体の奉仕者」であり、と同時に「俸給」を受ける「労働者」でもあります。結果、市民のまちづくりに対する不作為は「不熱心」で終わることが可能ですが、市長、市職員、市議会のまちづくりの不作為に対しては、具体的な責任が問われることとなります。</p> <p>第17条に「生活者」云々と精神条項的に盛られると、上記がまぎれそうな懸念が生じます。第1項には、まず、サービスの根本基準がうたわれるべきであり、各項目の順序に違和感があります。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。 ② 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるように努めなければならない。 ③ 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとするにすればいかがでしょうか。 	<p>るため、以下のとおりにします。</p> <p>（市の職員の責務）</p> <p>第17条 市の職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、市民の立場に立って、創意工夫し、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に専念しなければならない。</p> <p>2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p> <p>3 市の職員は、自らも生活者であり、また、生駒市の市民であることを認識し、積極的にまちづくりの推進に努めなければならない。（13番の項目による）</p>
13	17条	<p>「自らも生活者であり」は削除し、「生駒市の市民であることを認識し」は実態に即していない。市民でなければ市職</p>	<p><一部変更します></p> <p>市の職員も各々が居住する場における生活者としての一面</p>

		員にはなれないのか。例えば特別職であるとはいえ、山下市長は奈良市民である。また「努めるものとする」は「努める義務がある」に改正されたい。	を持つとともに、市外居住の職員も働く場が生駒市であるので、生駒市民であるということを認識し、まちづくりの推進に努めるということを意識づけるものです。 また、「努めるものとする」は「努めなければならない」に変更します。
14	18条 第1項	「権利の保障、拡大に」は削除し、「努めなければならない」は「努めるものとする」に改正されたい。	<原案のとおりとします> 「～しなければならない」は完全な義務付けをする場合に用い、「～するものとする」は原則や方針なりを示す場合に用いることからこの表現にしております。
15	23条 第2項	「職員の能力の向上」を「職員の資質の確保と能力向上」に改正されたい	<変更します> 職員の資質及び能力の向上
16	24条	「法律等を解釈し」を「法令等の適用をおこない」に改正されたい	<原案のとおりとします> 地方分権の推進に伴い、自治体自らが責任を持って法律等を解釈し、条例や規則等を制定できることから法律等を解釈するとします。
17	28条 1項	「対応するものとする」を「対応しなければならない」に改正されたい	<原案のとおりとします> 「～しなければならない」は完全な義務付けをする場合に用い、「～するものとする」は原則や方針なりを示す場合に用いることからこの表現にしております。
18	28条 2項	「努めるものとする」を「努めなければならない」に改正されたい	<原案のとおりとします> 「～しなければならない」は完全な義務付けをする場合に用い、「～するものとする」は原則や方針なりを示す場合に用いることからこの表現にしております。

19	35条	「必要に応じて」を削除されたい	<p><原案のとおりとします></p> <p>外部監査については、本市は、地方自治法上の実施対象でないことから「必要に応じて」実施する旨規定しており、この条例施行後外部監査制度について検討します。</p>
20	38条	「公表しなければならない」を「すみやかに公表しなければならない」に改正されたい	<p><追加いたします></p> <p>速やかに公表しなければならない。</p>
21	39条	「性別、」の後に「職業、」を追加。「公募した委員を」の後に「過半数以上」を追加	<p><原案のとおりとします></p> <p>地域、性別、年齢、国籍以外の事項についても審議会等の設置目的や状況に応じてその都度判断していくことにします。また、公募委員数についても、審議会等の設置目的や状況に応じて判断していくものです。</p>
22	40条 2項	「市民自治活動の主体は、市民個人並びに自治会をはじめ健全な市民活動を行なうボランティア等とする」に改正されたい	<p><原案のとおりとします></p> <p>市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPOも含むとしてますが、NPOは営利を目的としない、社会貢献活動を行なう団体であり、地域に関わる活動をしていますので、原案のとおりとします</p>
23	41条	削除されたい。ただし、第40条が22番のとおり改正された場合は削除の必要はない。	<p><原案のとおりとします></p>
24	42条 1項	「尊重しなければならない」を「尊重するものとする」に改正されたい	<p><原案のとおりとします></p> <p>「～しなければならない」は完全な義務付けをする場合に用い、「～するものとする」は原則や方針なりを示す場合に用いることからこの表現にしております。</p>

25	43条 1～3項	1～3項を1項にまとめ、「市は市民が個性的で心豊かな地区をつくるため、一定のまとまりある地区において自治会、ボランティアなどの市民自治活動を行なう組織を設置し不偏不党、非営利で公正かつ適正な運営が行なわれていると認められた時には必要な支援を行なうことができる」に改正されたい。	<p><原案のとおりとします></p> <p>市民自治の活動主体は、地縁系団体である自治会やテーマ系団体のボランティア、NPOも含むとしてますが、NPOは営利を目的としない、社会貢献活動を行なう団体であり、地域に関わる活動をしております。地域社会の課題解決に向けては、自治会、ボランティア、NPOなどの多様な主体がまとまって活動することが必要であることから、そういった組織の設置について規定するものです。</p> <p>また、第2項及び3項はそういった組織（市民自治協議会）定義や行政の支援を規定しているものですので、原案のとおりとします。</p>
26	45条	「対して」の後に「いつでも」を追加。45条2項は削除して次に変更。「市長は市民投票の請求があればすみやかに市民投票を実施しなければならない。」	<p><原案のとおりとします></p> <p>本条例においては、市民投票の原則及び市民投票要件の基本的な事項について規定するものであって、今後、この自治基本条例に基づき投票要件、成立要件等を検討していくこととなります。</p>
27	附則	「平成21年10月1日から施行する。」にして下さい。	<p>議会での条例案の議決後、一定の期間、条例の施行に向けて周知を図る必要があると考えられるため、もう少し先になると考えます。</p>